

ご預金の「ご印鑑お届け手続き」がさらに簡単になりました！

『共通印鑑届』の対象範囲拡大のご案内

いつも **たきしん** をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、印鑑登録に関する手続きの簡素化と利便性向上を図るため、平成26年11月10日より、預金取引にご使用いただくご印鑑を1つに統一した『共通印鑑届』の取扱いについて、対象となる預金種類を拡大しましたのでご案内申し上げます。

ご預金を新規にお申込みの際には、お客さまから都度お取引印鑑を届出いただいている普通預金などの『個別印鑑』と、定期預金などの当初一度のお届出で2回目以降にはお取引印鑑を届出いただく必要がない『共通印鑑』の2種類のお届けをいただいておりますところ、一部の預金を除いて、すべて『共通印鑑』によるお取り扱いを開始するものです。

今後とも、より一層充実したサービスを心掛け、地域の皆さまのお役に立てるよう努めてまいりますので、何とぞ宜しく願い申し上げます。

 瀧野川信用金庫

共通印鑑のお取扱について

- ・平成26年11月10日以降に開設となる、当座預金、財形預金を除く預積金が『共通印鑑』の対象になります。
 - ・既に当金庫にお口座をお持ちのお客様が、平成26年11月10日以降に口座開設をお申込みの場合、お取引に使用する印鑑は定期性預金取引印としてお届けいただいている『共通印鑑届』を、そのままご利用いただけます。
 - ・平成26年11月10日以前に、普通預金など口座別にお届けされているご印鑑については、お口座のご解約まで、そのまま『個別印鑑』としてお使いいただけます。*
- * 改印手続きにより共通印鑑に統一することができます。手続きの詳細、その他ご不明の点は、窓口または得意先係担当者までお問い合わせください。